

# 令和9年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜要項

岐阜県教育委員会

【令和8年6月26日】



# 目 次

## 令和9年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜要項

|    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| 第1 | 入学定員                       | 1  |
| 第2 | 通学区域                       | 1  |
| 第3 | 選抜                         | 1  |
| 1  | 出願資格                       | 1  |
| 2  | 募集人員                       | 1  |
| 3  | 出願                         | 1  |
| 4  | 検査の内容等                     | 4  |
| 5  | 選抜方法                       | 5  |
| 6  | 合格者の発表等                    | 5  |
| 7  | 入学確約書の提出                   | 5  |
| 8  | 入学辞退の手続                    | 5  |
| 9  | 繰上合格                       | 5  |
| 10 | 追検査                        | 6  |
| 第4 | 県外からの出願について                | 7  |
| 第5 | 入学者選抜に係る情報の提供              | 8  |
| 1  | 検査問題の情報の提供                 | 8  |
| 2  | 受検者本人への情報提供                | 8  |
| 3  | 中学校長への情報提供                 | 9  |
| 第6 | その他                        | 9  |
|    | 令和9年度岐阜県立高等特別支援学校の通学区域について | 10 |

令和9年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜各種様式

|  |     |
|--|-----|
| 別記第 1 号様式「入学願書」                          | 1 1 |
| 別記第 2 号様式「調査書」                           | 1 3 |
| 調査書作成要領                                  | 1 4 |
| 別記第 3 号様式「受検上の配慮申請書」                     | 1 6 |
| 別記第 4 号様式「出願先変更願」                        | 1 7 |
| 別記第 5 号様式「出願取下願」                         | 1 8 |
| 別記第 6 号様式「合格通知書」                         | 1 9 |
| 別記第 7 号様式「入学者選抜結果通知書」                    | 2 0 |
| 別記第 8 号様式「入学確約書」                         | 2 1 |
| 別記第 9 号様式「追検査受検申請書」                      | 2 2 |
| 別記第 10 号様式「追検査受検申請書」<br>(県内の中学校を經由しない者用) | 2 3 |
| 別記第 11 号様式「追検査受検承認書」                     | 2 4 |
| 別記第 12 号様式「岐阜県立高等特別支援学校出願承認願」            | 2 5 |
| 別記第 13 号様式「岐阜県立高等特別支援学校出願承認書」            | 2 6 |
| 別記第 14 号様式「学力検査及び適性検査得点情報提供依頼書」          | 2 7 |
| 別記第 15 号様式「学力検査及び適性検査得点情報一覧表」            | 2 8 |
| 別記第 16 号様式「入学辞退届」                        | 2 9 |

# 令和9年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜実施要項

## 第1 入学定員

岐阜県教育委員会において決定し、別に公示するところによる。

## 第2 通学区域

通学区域は、「令和9年度岐阜県立高等特別支援学校の通学区域について」(10ページ参照)による。

## 第3 選抜

### 1 出願資格

岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜に出願することのできる者は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当する知的障がい者のうち、次の(1)及び(2)に該当する者とする。

#### (1) 次のすべてに該当する者

- ア 知的障がいの程度が軽度で、卒業後、障がい者雇用による社会自立を目指す者
- イ 入学日以降に保護者とともに「令和9年度岐阜県立高等特別支援学校の通学区域について」(10ページ参照)の各高等特別支援学校の通学区域に居住し、一人で通学することができる者

#### (2) 次のいずれかに該当する者

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者(以下、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。)
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

### 2 募集人員

募集人員は、入学定員とする。

### 3 出願

#### (1) 教育相談

出願に当たっては、事前に希望する高等特別支援学校と、居住地の知的障がい者を対象とする特別支援学校高等部との両校にて教育相談を受けるものと

する。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から1月14日(木)までとする。

受付は、午前9時から午後4時(1月14日(木)にあつては正午)までとする。

(3) 出願の手続

ア 入学願書等の提出

(ア) 出願者は、所定の「入学願書」(別記第1号様式)に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真(縦4cm、横3cm)を所定の欄に貼付し、在学(出身)学校長(以下「中学校長」という。)に提出する。

なお、他の都道府県に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、「第4 県外からの出願について」に定める「岐阜県立高等特別支援学校出願承認書」(別記第13号様式)を入学願書に添付するものとする。

(イ) 出願者は、療育手帳の写しを入学願書とともに出願の期間内に中学校長に提出する。

ただし、療育手帳を所持していない者は、子ども相談センター又は知的障害者更生相談所による療育手帳に関わる判定結果の写しを提出する。

(ウ) 中学校長は、各出願者の「調査書」(別記第2号様式)を作成し、入学願書及び療育手帳の写しとともに、出願の期間内に出願先高等特別支援学校長に提出しなければならない。

ただし、令和2年度以前に中学校を卒業した者は、調査書に代えて、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

イ 受検票の交付

高等特別支援学校長は、入学願書の受付と同時に、受検票を交付する。

(4) 受検上の配慮申請書

障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、事前に中学校長に申し出る。中学校長はやむを得ない事情がある場合を除き令和8年10月末日までに、「受検上の配慮申請書」(別記第3号様式)を出願しようとする高等特別支援学校長に提出する。高等特別支援学校長は、県教育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

(5) 出願先の変更

- ア 出願先の高等特別支援学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。
- イ 出願先の変更期間は、令和9年1月15日（金）から1月18日（月）までとする。（土曜日、日曜日は除く）  
受付は、午前9時から午後4時までとする。
- ウ 出願先の変更手続は、次のとおりとする。
- (ア) 出願先を変更しようとする者は、中学校長に、「出願先変更願」（別記第4号様式）及び受検票を提出する。
- (イ) 中学校長は、出願先の変更を申し出た者の出願先変更願及び受検票と引換えに、提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を高等特別支援学校長に求める。
- (ウ) 入学願書、調査書等の書類の返付を求められた高等特別支援学校長は、入学願書の裏面に証明押印の上、受領済みの入学願書、調査書等の書類を返付する。
- (エ) 出願先の変更を申し出た者は、返付された入学願書に記入された高等特別支援学校の名称を書き改める。この場合、中学校長がこれを行うことができる。
- (オ) 中学校長は、出願先を変更した入学願書、調査書等を新たに出願する高等特別支援学校長に提出する。
- (カ) 出願先の変更による入学願書を受け付けた高等特別支援学校長は、受付と同時に受検票を交付する。
- エ 出願した者が、やむを得ない事情により、検査当日の欠席が確実となった場合は、出願先の変更期間内に出願の取下げができる。ただし、再出願することはできない。なお、出願の取下げ手続は、次のとおりとする。
- (ア) 出願を取下げようとする者は、中学校長に、「出願取下願」（別記第5号様式）及び受検票を提出する。
- (イ) 中学校長は、出願の取下げを申し出た者の出願取下願及び受検票と引換えに、提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を高等特別支援学校長に求める。
- (ウ) 入学願書、調査書等の書類の返付を求められた高等特別支援学校長は、受領済みの入学願書、調査書等の書類について、中学校長を經由し本人に返付する。

## 4 検査の内容等

### (1) 検査

- ア 出願者は、検査を受けなければならない。
- イ 検査料は無料とする。
- ウ 検査は県教育委員会が作成した問題により、実施する。

### (2) 検査内容

- ア 出願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

#### (ア) 検査の内容

社会生活や職業生活において必要な基本的能力を把握するため、国語及び数学の検査を実施する。

- イ 出願者全員に対して、次により適性検査を実施する。

#### (ア) 検査の内容

##### a 適性検査1

社会生活や職業生活において必要な対人関係の適応能力等について、文章で表現する検査を実施する。

##### b 適性検査2

作業の正確性、指示理解力、集中力等の作業遂行能力について、実技検査を実施する。

- ウ 出願者全員に対して、次により面接を実施する。

#### (ア) 面接内容及び方法

受検者の意欲及び態度等について、個人面接を実施する。

### (3) 検査の会場

原則として出願先の高等特別支援学校とする。

### (4) 検査の実施期日及び日程

| 期 日              | 時 間 帯       | 検 査 等                          |
|------------------|-------------|--------------------------------|
| 令和9年<br>1月20日(水) | 9:30~10:15  | 学力検査(国語)                       |
|                  | 10:30~11:15 | 学力検査(数学)                       |
|                  | 11:30~12:00 | 適性検査1(作文)                      |
|                  | 12:00~12:50 | 昼食                             |
|                  | 12:50~13:30 | 適性検査2(実技)                      |
|                  | 13:45~      | 面接(個人面接10分程度)<br>※面接が終わり次第各自解散 |

(5) 携行品

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、上履き、昼食、お茶等の飲み物

## 5 選抜方法

- (1) 高等特別支援学校長は、適正な人数の構成員から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。
- (2) 高等特別支援学校長は、中学校長から提出された調査書の記録及び実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。この際、学力検査、適性検査1、適性検査2の結果及び面接の評価の比率は、「1 : 1 : 1」とする。

## 6 合格者の発表等

(1) 発表の日時

令和9年1月29日（金） 午前9時

(2) 発表の方法等

高等特別支援学校長は、合格者の受検番号を学校のホームページ上に掲載して発表する。また、合格者に「合格通知書」（別記第6号様式）を交付する。また、「入学者選抜結果通知書」（別記第7号様式）により中学校長に合否の結果を通知する。

## 7 入学確約書の提出

合格した者は、「入学確約書」（別記第8号様式）を令和9年2月2日（火）正午までに、中学校長を経由して、高等特別支援学校長に提出するものとする。

## 8 入学辞退の手続

- (1) 岐阜県立高等特別支援学校に合格した者が、入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」（別記第16号様式）を中学校長に提出する。
- (2) 中学校長は、入学辞退届を高等特別支援学校長に提出する。

## 9 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格者数が入学定員を満たしている場合において、令

和9年2月2日（火）正午までに、入学確約書の提出が合格者数に満たないときは、あらかじめ定めた順序により繰上合格者を決定することができる。

- (1) 繰上合格に当たっては、高等特別支援学校長は、該当する受検者の中学校長を通じて、本人及び保護者の意思を確認する。
- (2) 繰上合格した者は、指定された期日までに、中学校長を通して、入学確約書を高等特別支援学校長に提出するものとする。
- (3) 繰上合格実施後に、入学を辞退した者が生じた場合は、新たな繰上げは行わない。

## 10 追検査

### (1) 追検査の対象者

検査当日に、インフルエンザ等の感染症や負傷等、やむを得ない事情により、受検することができなかった者又は受検中の急病等により途中から受検できなかった者のうち、追検査の措置を希望する者とする。

### (2) 追検査の受検手続

ア 中学校長は、追検査の措置を希望する者が出た場合には、速やかに出願先高等特別支援学校長に、電話で報告する。

イ 中学校長は、「追検査受検申請書」（別記第9号様式）を、医師の診断書等の理由を証明する書類とともに、令和9年1月22日（金）正午までに、出願先高等特別支援学校長へ提出する。なお、理由を証明できる書類が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書（任意の様式）を提出すること。

ウ 高等特別支援学校長は、追検査の措置を希望する者に追検査の措置を認める場合、「追検査受検承認書」（別記第11号様式）を発行する。

エ 県外からの出願者等の場合も、在学（出身）中学校長を経由して、出願先高等特別支援学校長へ電話での報告を原則とするが、在学（出身）中学校長を経由しての報告が難しい場合は、在学（出身）中学校長を経由せずに、保護者が電話で報告することも可とする。ただし、この場合であっても、前記イの措置をとることを原則とするが、中学校長を経由しての手続きが難しい場合は、申請者が「追検査受検申請書 県内の中学校を経由しない者用」（別記第10号様式）を提出する。

(3) 追検査の内容等

ア 検査の内容等

「第3 選抜」の「4 検査の内容等」の「(1) 検査」及び「(2) 検査内容」(4ページ参照)に準ずる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した検査及び受検中の検査以外の検査を実施する。

イ 実施期日及び日程

| 期 日              | 時 間 帯       | 検 査 等                          |
|------------------|-------------|--------------------------------|
| 令和9年<br>1月26日(火) | 9:30~10:15  | 学力検査(国語)                       |
|                  | 10:30~11:15 | 学力検査(数学)                       |
|                  | 11:30~12:00 | 適性検査1(作文)                      |
|                  | 12:00~12:50 | 昼食                             |
|                  | 12:50~13:30 | 適性検査2(実技)                      |
|                  | 13:45~      | 面接(個人面接10分程度)<br>※面接が終わり次第各自解散 |

ウ 検査場

原則として出願先の高等特別支援学校とする。

エ 携行品

「第3 選抜」の「4 検査の内容等」の「(5) 携行品」(5ページ参照)に同じである。

(4) 選抜方法

「第3 選抜」の「5 選抜方法」(5ページ参照)と同様とし、追検査の結果は令和9年1月20日(水)の検査を受検した者の結果に含めて選抜に当たる。

(5) 合格者の発表等

「第3 選抜」の「6 合格者の発表等」(5ページ参照)に同じである。

#### 第4 県外からの出願について

県外に居住する者、県内に居住する者のうち県外の中学校に在学している者又は県外の中学校を卒業した者が、岐阜県立高等特別支援学校へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立高等特別支援学校出願承認願」(別記第12号様式)、該当事実を証明するに足る書類(任意の様式)及び宛先明記の返信用封筒(簡易書留による郵送に必要な切手を貼った12×23.5cmの封筒)を令和8年11月20日(金)までに高等特別支援学校長に提出し、承認を受け、承認

にともない交付された岐阜県立高等特別支援学校出願承認書（別記第13号様式）を入学願書に添付しなければならない。

## 第5 入学者選抜に係る情報の提供

### 1 検査問題の情報の提供

追検査終了後、学力検査及び適性検査の問題を学校内に掲示するなどして公開することとする。

### 2 受検者本人への情報提供

岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜の資料である調査書及び検査の得点（学力検査及び適性検査の得点）については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査及び適性検査の得点情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

#### (1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者は、立ち会うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、請求者が受検した県立高等特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選抜が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。

ただし、請求の受付は、各高等特別支援学校の休業日を除き、午前9時から午後4時までとする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は請求者が負担するものとする。

#### (2) 学力検査及び適性検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者は、立ち会うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、請求者が受検した県立高等特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、合格者発表の翌日から1か月間とする。

ただし、請求の受付は、各高等特別支援学校の休業日を除き、午前9時から午後4時までとする。

オ 情報提供は、学力検査及び適性検査の得点とする。

なお、提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

### 3 中学校長への情報提供

中学校長は、岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜における出願者の得点情報の提供を高等特別支援学校長に依頼する場合、入学願書の裏面にある「学力検査及び適性検査における得点情報の提供に関する同意書」（以下「同意書」という。）の出願者及び保護者の署名の有無を確認した上で、「学力検査及び適性検査得点情報提供依頼書」（別記第14号様式）を作成し、出願の際に、高等特別支援学校長に提出する。

この場合、高等特別支援学校長は、同意書に出願者及び保護者の署名のある者に限り、「学力検査及び適性検査得点情報一覧表」（別記第15号様式）により、その得点情報を「入学者選抜結果通知書」（別記第7号様式）とともに中学校長に提供する。

ただし、得点情報の提供は県内の中学校に限る。

### 第6 その他

- (1) この要項に定める出願資格に違反、又は、提出書類等の重要事項の故意による誤記その他事実と反する記載により入学を認められた場合は、入学を取り消すものとする。
  
- (2) この要項に定めるもののほか、入学者選抜について必要な事項は、岐阜県教育委員会が別に定める。

令和9年度岐阜県立高等特別支援学校の通学区域について

岐阜県立高等特別支援学校の通学区域は、以下のとおりとする。

| 高等特別支援学校名            | 通学対象地域 | 該当市町村等   |
|----------------------|--------|--|
| 岐阜県立<br>岐阜清流高等特別支援学校 | 岐阜地域   | 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、<br>瑞穂市、本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、<br>本巣郡（北方町）                         |
|                      | 西濃地域   | 大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破<br>郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡（神戸町、<br>安八町、輪之内町）、揖斐郡（揖斐川町、<br>大野町、池田町） |
|                      | 美濃地域   | 関市、美濃市、郡上市   |
|                      | 可茂地域   | 美濃加茂市、可児市、加茂郡（坂祝町、富<br>加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、<br>東白川村）、可児郡（御嵩町）                  |
| 岐阜県立<br>西濃高等特別支援学校   | 西濃地域   | 大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破<br>郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡（神戸町、<br>安八町、輪之内町）、揖斐郡（揖斐川町、<br>大野町、池田町） |
|                      | 岐阜地域   | 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、<br>瑞穂市、本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、<br>本巣郡（北方町）                         |